

守口処理場土壤調査業務委託

標準仕様書

守口市環境下水道部下水道課

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、守口市下水終末処理施場における一定規模以上の土地の形質の変更に先立ち、土壤汚染対策法（以下、法と記載）第4条第2項の報告を想定した試料採取等を実施する。

また、一定規模以上の土地の形質変更の開始までに法第4条第1項及び法第4条第2項、ならびに大阪府条例（第81条の5 関連）の届出を完了させることを目的とする。

1.2 標準仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い実施しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届

(ロ) 工程表

(ハ) 管理技術者届

- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等
- (チ) その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者および技術者により正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を要する部門には、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
なお、各技術者は兼任することはできない。
- (2) 管理技術者は次の①～③の全ての資格を有すること
 - ①技術士（総合技術監理部門（応用理学－地質）または応用理学部門（地質））の資格を有するものとし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
 - ②土壤汚染調査技術管理者
 - ③一般社団法人土壤環境センター認定の土壤環境監理士
- (3) 技術者は次の①、②のいずれかの資格を有するものを1名以上配置すること。
 - ①土壤汚染調査技術管理者
 - ②一般社団法人土壤環境センター認定の土壤環境監理士または土壤環境保全士
- (4) 受注者は業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

1.16 関係法令および参考図書（最新版を適用）

- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 土壌汚染対策法施行令
- ・ 土壌汚染対策法施行規則
- ・ 『土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン』
- ・ 『土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き』